

# 消費者被害注意報 No. 94

## 簡単に高額収入を得られるという副業などの儲け話に注意！

「副業ですぐにお金が儲かる」などとうたい教材等の購入を持ちかけ、断っても借金させてまで強引に契約を迫る手口や、多額の金銭を支払わせるなどの被害が増えています。

**事例 1** 友人から「1か月で100万円稼げる。儲かる仕組みを教える。」と言われ、50万円の教材購入を勧められた。「お金がない」と断ったら、「みんな借金して購入している。儲かるのですぐ返済できる。」と言われ、貸金業者にはウソの年収額を記載して借金し契約した。教材を使って取引をしたが儲からず借金を背負い苦しい生活になった。



**事例 2** 投資会社の社員を名乗る男性から投資セミナーへの入会を勧誘され、自分も儲かると思い入会金を支払った。男性は「友人をこのセミナーに誘えば紹介料が入る。」と言っているが、儲け話の実態がよくわからないのでやめたい。キャンセルできるか。

### 消費者トラブル防止のために

簡単に高額収入を得られることはありません！

- 「お金がない」という断り方はやめ、「興味がない」「自分には不要」等と伝え、友人でもきっぱりと断りましょう。借金をする際、収入などの申告で、借入目的や年収についてウソをつくように言われても、絶対に耳を貸してはいけません。借金をさせてまで契約を迫る業者は悪質です。安易にクレジットカードでの高額決済や、借金をしてお金を支払うことはやめましょう。
- 契約の内容が想定していたものと異なる場合、トラブルになることがあります。「誰でも簡単に稼げます。」などと消費者に都合の良いことだけを強調する事業者には、特に注意が必要です。
- 言葉巧みに入会もしくは何らかの商品やサービスを購入するよう執ように勧誘して、その支払いを迫る事業者も存在するので、お金を支払う前にサービスの内容やその商品を書面等でしっかり確認しましょう。実態や仕組みが分からないときは契約してはいけません。なお、クーリング・オフすることができる場合があります。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

**相談専用電話** ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL:043-207-3602 FAX:043-207-3111